

議案第十六号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
次のおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求めらる。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

固定資産評価審査委員	委員長 日額	七、五〇〇円
選挙管理委員	委員長 日額	七、五〇〇円
選挙長	一回につき	七、五〇〇円
投票管理者	日額	七、五〇〇円
開票管理者	一回につき	七、五〇〇円
投票立会人	日額	六、一〇〇円
開票立会人	一回につき	六、一〇〇円
選挙立会人	一回につき	六、一〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額	五、〇〇〇円
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額	五、〇〇〇円

地区公民館長	月額	一六、〇〇〇円	職員等の旅費に 関する条例に規 定する旅費	車賃の実費額及 び日当一日につ き千百円の旅費
体育指導委員	年額	五一、〇〇〇円		
社会教育指導員	月額	六〇、〇〇〇円	同 右	車賃の実費額

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。